第十五条の九	第二十条の十第二項第四号	第三十一条において準用する法第二十条の十第二項第四号
第十五条の十第二項	第二十条の十四	第三十一条において準用する法第二十条の十四
第十六条第一項及び第二項	第二十一条第一項	第三十一条において準用する法第二十一条第一項
第十六条第四項	第二十一条第二項	第三十一条において準用する法第二十一条第二項
第十七条	第二十二条	第三十一条において準用する法第二十二条
第十七条第一項第三号	給水栓	当該水道用水供給事業者が水道用水を水道事業者に供給する場所
第十七条の二第一項	第二十二条の二第一項	第三十一条において準用する法第二十二条の二第一項
第十七条の三第一項	第二十二条の三第一項	第三十一条において準用する法第二十二条の三第一項
第十七条の三第三項第三号ハ	止水栓の位置	当該水道用水供給事業者が水道用水を水道事業者に供給する場所
第十七条の四第一項	第二十二条の四第二項	第三十一条において準用する法第二十二条の四第二項
第十七条の五	第二十四条の二	第三十一条において準用する法第二十四条の二
第十七条の五第二号	第二十四条の三第一項の規定による委託及び法第二十四条の四第一項の規定による水道施設運営権の設定の内容	第三十一条において準用する法第二十四条の三第一項の規定による委託及び法第三十一条において準用する法第二十四条の四第一項の規定による水道施設運営権の設定の内容
第十七条の五第七号	第二十条第一項	第三十一条において準用する法第二十条第一項